

少年院における現状と矯正処遇に対する一考察

西尾 憲子

- 1 はじめに
- 2 少年院における収容状況
- 3 少年院における処遇内容に関する現状と課題
- 4 おわりに

1 はじめに

現在の日本社会を少子高齢化社会と表現するとき、多様な意味をもたせつつあまりに多用されすぎているが、今後さらに少子高齢化社会の進行と人口減少は深刻な問題と指摘されている。

平成三〇（二〇一八）年十二月一日現在の総人口は、一億二、六四二万人で、前年同月に比べ二七万人減少しており（概算値）、平成三〇（二〇一八）年七月一日現在（確定値）では、一億二、六四二万九千人で、前年同月に比べ一五万七千人減少している。一五歳未満人口は一、五四八万六千人で、前年同月に比べ一七万八千人減少、一五

少年院における現状と矯正処遇に対する一考察（西尾）

六四歳人口は七、五五七万二千人で、前年同月に比べ五三万四千人減少している。六五歳以上人口は三、五四七万一千人で、前年同月に比べ四五万五千人増加している。⁽¹⁾

総務省による平成二七(二〇一五)年国勢調査による日本の総人口は一億二、七〇九万人、平成二九(二〇一七)年一〇月一日現在では一億二、六七二万人となった。平成二九(二〇一七)年四月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成二七(二〇一五)年国勢調査を出発点とする「日本の将来推計人口」における出生中位推計結果に基づけば、この総人口は、平成二〇(二〇〇八)年の一億二、八〇八万人をピークに減少し始め、すでにこのピークから約一〇〇万人減少しており、以後長期の人口減少過程に入り二〇六五年には八、八〇八万人になると推計されている。生産年齢(二五〜六四歳)人口は、平成七(一九九五)年に八、七一六万人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成二五(二〇一三)年には七、九〇一万人と昭和五六(一九八二)年以来三二年ぶりに八、〇〇〇万人を下回り、平成二七(二〇一五)年の国勢調査によると七、七二八万人となっている。出生中位推計の結果によれば、二〇六五年の生産年齢人口は四、五二九万人となり、生産年齢人口割合は平成二七(二〇一五)年六〇・八%から減少を続け、平成二九(二〇一七)年六〇%を割り、二〇六五年には五一・四%と推計される。老年(六五歳以上)人口では、平成二七(二〇一五)年三、三八七万人、平成二九年一〇月一日現在三、五一五万人とその後しばらくは緩やかな増加期となるが、二〇三〇年三、七二六万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の二〇四二年にピークを迎え三、九三五万人となり、その後は一貫した減少に転じ、二〇六五年には三、三八一万人と推計される。また、六五歳以上人口のうち六五〜七四歳人口は一、七六七万人(男性八四三万人、女性九二四万人、性比九二・二)で総人口に占める割合は一三・九%、七五歳以上人口は一、七四八万人(男性六八四万人、女性一、〇六五万人、性比六四・二)で総人口に占める割

合は一三・八%である。六五歳以上人口の高齢化率は、昭和二五（一九五〇）年には五%に満たなかったが、昭和四五（一九七〇）年に七%を超え、平成六（一九九四）年には一四%を超えたその後も上昇を続け、平成二七（二〇一五）年二六・六%、平成二九（二〇一七）年一〇月一日現在二七・七%に達し、四人に一人を上回る状態から、出生中位推計では二〇三六年に三三・三%で三人に一人となり、二〇六五年には三八・四%、すなわち二・六人に一人が老年人口となり、総人口に占める七五歳以上人口の割合は二〇六五年には二五・五%となり、約三・九人に一人が七五歳以上の者となると推計されている。⁽²⁾

内閣府が経済財政諮問会議の専門調査会として平成二六（二〇一四）年一月に設置し同年一月活動終了した「選択する未来」委員会での提言等をまとめた『選択する未来——人口推計から見えてくる未来像——「選択する未来」委員会報告 解説・資料集』⁽¹⁾は、人口急減・超高齢化の現状と将来推計から、少子高齢化の進行による高齢者と現役世代の人口が一对一に近づいた「肩車社会」の到来に伴い、医療・介護費を中心に社会保障に関する給付と負担の間のアンバランスは一段と強まり、社会保障制度の持続可能性への危機感など経済社会に与える影響を指摘している。⁽³⁾

以上の推計等からみても、人口減少、少子化、超高齢化の歯止めはかからず今後も加速していく問題は、社会全体への影響もさまざまな面でこれから大きくなっていくであろう。

こうした状況は、社会を映す鏡と言われている矯正の現場も類似している点もあるが、矯正教育の現場における課題と少子高齢化による課題について、社会において大きく取り上げられている課題とは共通していないように思われる。

本稿では、平成二六年度富山県若年研究者育成助成金を受けた共同研究により、少年矯正における現状について訪問調査した施設における現在の状況を整理しつつ、矯正教育に関する課題について検討してみたい。⁽⁴⁾

2 少年院における収容状況

非行少年に対する処遇のうち少年院における収容状況の推移を犯罪白書から確認する。⁽⁵⁾

昭和二四（一九四九）年以降の少年院入院者の推移は、昭和二〇年代後半及び三〇年代前半は戦後の社会・経済の混乱等を背景として被収容少年が激増し、昭和二六（一九五一）年に一万一、三三三人と最高値を記録してから減少しつつも、昭和三四（一九五九）年及び昭和三九（一九六四）年から昭和四一（一九六六）年にかけてピークを示し、おおむね八、〇〇〇〜一万一、〇〇〇人台の間で推移したが、昭和四二（一九六七）年以降減少を続け、昭和四九（一九七四）年には戦後最低の一、九六九人となったが、その後昭和五〇（一九七五）年に再び増加に転じ昭和五九（一九八四）年には六、〇六二人のピークに達し、昭和六〇（一九八五）年以降は漸減傾向にあったが、平成八（一九九六）年から続けて増加し、平成二二（二〇〇〇）年の六、〇五二人をピークに減少傾向にあり、平成二八（二〇一六）年は二、五六三人（前年比六・六％減）で最近二〇年間でのピークだった平成二二年と比べると約四・五倍だったことになるが、先に確認した若年者人口から見ても少子化の影響による現象とは言えない。これは（最近二〇年間の）少年院入院者の人員及び人口比の推移を年齢層別に見ると、その人員は、年長少年では、平成二三（二〇〇二）年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあったが、平成二八（二〇一六）年は前年一、二〇五人よりもわずかに増加し、一、二一九人（前年

比一・二%増)であった。中間少年では、年長少年と同様に平成一三(二〇〇一)年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、平成二八(二〇一六)年は九六七人(同一・一%減)であった。年少少年も、平成二四(二〇一一)年から毎年減少しており、平成二八(二〇一六)年は三七七人(同一六・二%減)であった。同年の年齢層別構成比は、年長少年四七・六%が最も高く、次いで、中間少年三七・七%、年少少年一四・七%の順であった。年少少年の人口比について最近二〇年間を見ると、平成二三(二〇一一)年頃まで増減を繰り返しつつも全体的に緩やかな増加傾向を示していたがそれ以降大きく減少している。年長少年と中間少年の人口比は年少少年と比べると倍であるが、最近二〇年間を見ると、年長少年は平成一五(二〇〇三)年に約八〇%、中間少年は平成一四(二〇〇二)年に約九〇%の最高値を示していたが、平成三〇(二〇一八)年はピーク時の半分ほどになっている。ただし、年長少年は平成二五(二〇一三)年以降増加傾向の横ばいであり、中間少年は多少の増減もあつた平成二四年以降大きく減少している。平成二八(二〇一六)年における年長少年、中間少年及び年少少年の人口比は、いずれも前年に比べ低下している。なお、平成二八(二〇一六)年における一四歳未満の少年院入院者は、七人でいずれも男子であつた。平成二八(二〇一六)年における少年院入院者の男女別・年齢層別・非行名別構成比から男子の構成比を見ると、いずれの年齢層でも窃盗・傷害・暴行の順に高いが、年齢層が上がるにつれて、傷害・暴行の構成比が低くなり、詐欺の構成比が高くなつていゝ。女子の構成比を見ると、総数では、覚せい剤取締法違反、窃盗、ぐ犯の順に高い。女子は、男子と比べると覚せい剤取締法違反及びぐ犯の構成比が高く、年齢層が上がるにつれて傷害・暴行の構成比が低くなり覚せい剤取締法違反の構成比が顕著に高くなつてゐる。平成二八(二〇一六)年における少年院入院者の教育程度は、男女共に高校中退及び中学卒業の構成比が高い。就学・就労状況については、男子は有職者が四割を超えてゐるが、女子は、男子と

比べ、無職者及び学生・生徒の構成比がいずれも高い。平成二八（二〇一六）年における少年院入院者の保護者状況を見ると、総数では保護者が実母のみである者の構成比は、平成二八（二〇一六）年は四〇・三％であり、平成一九（二〇〇七）年と比べ四・〇ポイント高いのに対し、保護者が実父母である者の構成比は、平成二八（二〇一六）年は三二・〇％であり、平成一九（二〇〇七）年と比べ五・八ポイント低い。また、女子の少年院入院者は、女子のみを收容する少年院（九庁）又は男女を分隔する施設がある医療少年院（二庁）のいずれかに收容されるのだが、女子少年院入院者の特徴として、最近二〇年間の子の少年院入院者の人員は、平成二三（二〇一一）年までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。男子の少年院入院者の人員も減少傾向にあるが、女子の減少の程度がより大きく、女子比は緩やかな低下傾向にある。非行名別に見ると、平成一七（二〇〇五）年までは覚せい剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は平成一八（二〇〇六）年以降減少傾向にあり、平成二八（二〇一六）年は前年より六人減少し四八人、平成一七（二〇〇五）年一二五人の二分の一以下であった。なお、女子の少年院入院者は、男子に比べて、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い。

少子高齢化社会が加速するなかで、少年矯正施設における状況では、少子高齢化の影響をそのまま映し出しているとは言い切れず、少年非行の傾向は社会状況の変化を続けている少年院入院者の全国的な特徴は以上のとおりである。続いて平成二六（二〇一四）年度富山県研究助成を受けて訪問調査した喜連川少年院、置賜学院、榛名女子学園の訪問当時の収容状況を整理する。ただし、現行少年院法が平成二七（二〇一五）年六月一日施行のため、訪問時は施行前であるため、少年院の種類等については訪問時に伺ったままでもとめることにする。

（一）平成二六（二〇一四）年度富山県研究助成により平成二七（二〇一五）年三月二日訪問した喜連川少年院は、

昭和四二（一九六七）年七月に中等少年院として開庁され、昭和四九（一九七四）年より栃木県立宇都宮高等学校通信課程のスクーリング喜連川教場を当院に設置し、高校通信教育を開始している。その後、昭和五二（一九七七）年の少年院種別表の一部改正により、初等・中等少年院を併設する長期処遇の施設として、教科教育課程・生活指導課程に指定されたが、平成五年より長期処遇の教科教育課程・職業能力開発課程に指定された。

喜連川少年院の収容状況は、平成二七（二〇一五）年三月二日訪問時は収容定員一四〇名のところ九四名を収容、収容率六七％だった。喜連川少年院の収容人員がピークだった平成一三年には一八〇名超の過剰収容状態があったけれども、近年は減少傾向にあるとのことである。在院者の年齢構成は、一六歳が六二名と七二％を占め、次いで一七歳が二〇名（二三％）、一五歳が四名（五％）だった。在院者の罪名は、万引きを中心として置引や自転車・バイク盗等の窃盗が二九名（三一％）、傷害二二名（三三％）、詐欺一四名（一五％）でほとんどを占めており、その他、恐喝七名、傷害致死と殺人がそれぞれ一名だった。喜連川少年院への入院前の処分歴については、以前に保護観察処分を受けたことがある者が三七名（四四％）、少年院への入所経験を有している者二二名（二四％）、児童自立支援施設への入所経験者が二名（二％）、家庭裁判所による不処分決定を受けた経験を持つ者が八名（九％）だった。なお、処分歴なしは二七名（三二％）だった。心身の障害の状況について知的面における障害を有する者はおらず、知能指数（IQ）一〇〇～一〇九が一九名（二二％）、IQ九〇～九九が三四名（四〇％）と比較的IQは高めだった。入院者の学歴は、中学校卒業二六名、高校中退二八名、高校在学三一名、その他一名であった。入院者の保護者の状況は、実父母がいる少年は三二名（三七％）、実父のみ四名（五％）、実母のみ三六名（四二％）、実父義母一名（一％）、養父実母三名（四％）、養父母九名（一一％）だった。

喜連川少年院の近年の傾向として、①送致事件を薬物事犯とする者は少ないが、一割強は覚せい剤等の違法薬物の使用歴があること、②指や腕に文身（タトゥー）を入れた者も目立つこと、③総じて親子関係に問題を抱えていること、④振り込め詐欺関連（いわゆる「出し子」・「受け子」）が増加していること、⑤全体に知能指数IQは高いこと、⑥罪障感に乏しい者も少なからず見受けられること等が指摘されていた。

(2) 平成二六(二〇一四)年度富山県研究助成により訪問した置賜学院は、昭和一九(一九四四)年に少年練成所(製紙工場)として開設、昭和二〇(一九四五)年には置賜学院として民間施設となり、昭和二四(一九四九)年に少年法制度成立により東北少年院の分院として置賜学院が設立され、昭和四六(一九七二)年には分院から独立した。置賜学院は、仙台家庭裁判所、福島家庭裁判所、山形家庭裁判所、盛岡家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所、新潟家庭裁判所など六県から送致されているが、さいたま家庭裁判所からの送致については当該少年が青森出身のためと思われる送致もあつたとのことだった。平成二七(二〇一五)年三月一六日訪問時、男子の初等及び中等少年院を併設する一般短期処遇施設で教科教育課程と生活訓練課程の処遇課程があり、豊かな自然に囲まれた開放的な施設で庁舎の他、グラウンド、農場があり、それぞれ飛び地になっているため、現在ではほとんどグラウンドを使用していないとのことだった。農地は、近隣との境界も明確な区画がなく塀や壁などで仕切られておらず、だいたい徒歩五〜六分ほどであり、農作物を作るなどしている。職員数は五七名で大部分が分類担当職員で、医務課があり准看護師も在中しているとのことだった。

置賜学院の収容状況及び特徴は、平成二七(二〇一五)年三月一六日訪問時の収容状況は、定員五四名のところ一〇名を収容し、短期処遇の教科課程が三名、内訳は中学二年生一名と中学三年生二名で、その他七名は短期処遇の

生活指導課程で一四歳から一九歳の少年であった。在院少年の過去五年間の推移は、平成二一（二〇〇九）年五五名、平成二二（二〇一〇）年三八名、平成二三（二〇一一）年五一一名、平成二四（二〇一二）年四一名、平成二五（二〇一三）年二九名とのことだった。平成二五（二〇一三）年の罪名別構成比は、傷害二二%、窃盗二一%、強盗一〇%、詐欺一〇%、恐喝一〇%、性非行三名、虞犯二名であった。この窃盗は万引きやひったくりになるが、生活困窮によるものではないようであるとのことだった。平成二五（二〇一三）年の保護者の状況は在院者二九名のうち、実父母ありが一八名、うち離婚歴ありが一三名、家庭内での交流が緊密であるあるいはまあ緊密と回答する少年が一二名で家族関係や保護環境は良好といえる。収容期間はおよそ六か月で、現在ではそれぞれ新入時教育期四週、中間期八週、出院準備期八週をめぐりにしているとのことだった。専門スタッフによる指導と様々な協力者の支援を受け、円滑な社会復帰に向けて在院者一人ひとりの個性と特性、課題に応じた個別的な教育と処遇が計画的に実施しているとのことだった。

置賜学院の被収容少年の特徴として、全国の少年院入院者の特徴として、特に長期処遇施設の場合には、ネグレクトにより食事を与えられずに無銭飲食をしている者がいたとのことだった。また、いわゆるオレオレ詐欺などの特殊詐欺を非行内容として入院してくる少年は、不良仲間、先輩や後輩との関係から犯罪とは意識しないまま罪を犯している者もあり、多摩少年院や東北少年院などの他の少年院での再入者調査によれば、こうした友人関係を断ち切れず再入している少年たちもいることが見て取れたとのことだった。また、疎外感や愛情飢餓感が強く、自己イメージの低さが目立ち、利根的な生き方をしているように思われる。また、共感性、表現力、罪障感、自制力の希薄さがあり、非行に対して向き合う気持ちが無いように感じられる。これは、自分のやったことについて被害者への気持ちが出て

こないことを示しているのではないかと説明していただいた。また、少年院から退院しても、友だち関係、特に不良交友を断ち切ることができないまま、また同じ不良グループと交際を継続させてしまうことについて、家族からの不安や危惧感に関する相談を受けることがあるとのことだった。これは、親子間におけるコミュニケーションが十分でないことが背景にあることが多いとのことだった。置賜学院に在院中の少年たちの特徴として、職員への反発はなく言葉使いも反抗的ではないが、学校等の受け入れには難色を示される傾向がある。これは学校内で当該少年が暴力事件などを起こしていることが原因と思われるとのことだった。

(3) 平成二六(二〇一四)年度富山県研究助成により訪問した榛名女子学園は、関東、甲信越、静岡地方にある家庭裁判所の審判により保護処分として少年院送致決定を受けた一四歳以上二〇歳未満の女子少年のうち、二年以内の長期処遇対象少年を収容する中等少年院である。昭和五二(一九七七)年六月から長期処遇対象者のうち、生活指導課程・教科教育課程及び特殊教育課程の女子少年を収容していたが、平成五(一九九三)年九月に長期処遇の改編により、生活指導課程が生活訓練課程と職業能力開発課程となった。

榛名女子学園の収容状況及び被収容者の特徴は、平成二七(二〇一五)年二月一〇日訪問時の収容状況は、定員一二九名のところ四六名入園していた。平成二六(二〇一四)年は三七名入園し、そのうち移送が四名とのことである。一〇%以上移送者がある。東京、埼玉、千葉、神奈川などの関東からの入園が八割を占め、平成二五(二〇一三)年は減少したが平成二六(二〇一四)年は少し増加した。入園期間の平均は四〇〇日、長期が八〇〇日、最短は一〇〇日程度であるとのことだった。処遇課程は、生活訓練課程、職業能力開発課程、教科教育課程、特殊教育課程があり、平成二六(二〇一四)年における新入園者三七名の内訳は、職業能力開発課程の中等少年が二七名、特殊教育

課程七名、生活訓練課程三名である。罪名別にみると、財産犯は二四・三%でなかでも詐欺が多いとのことだった。次いで薬物関係が一八・九%でなかでも覚せい剤事犯が多く、薬物事犯の女子少年は、使用目的が瘦せるためや心の穴を埋めるためとする者が多く、利益目的の売人になる者は少ないとのことだった。並んで虞犯が一八・九%、続いて粗暴犯一六・二%、凶悪犯罪による者一〇・八%、特別法犯八・一%の順であった。年齢比は一六歳一三・五%、一七歳四六%、一八歳一三・五%、一九歳二七%で、成人も九名いるとのことだった。学歴は中学校卒業八名、高校在学六名、高校中退一九名、高校卒業四名で、総じて学校が好きな者は少ない状況とのことだった。IQ五九以下一名、IQ六〇～六九は五名、IQ七〇～七九は一名、IQ八〇～八九は四名と軽度知的障害及びボーダーラインの者が半数近くいた。保護処分歴は、処分なし一八名、保護観察処分を受けたことがある者一四名、少年院送致処分を受けたことがある者一名であった。入園前の問題行動としては、薬物乱用一八名(四八・六%)、暴走行為三名(八・二%)、暴力団と関係があった者一四名(三七・六%)おり、その他、校内暴力・家庭内暴力、中絶等がある。保護者の状況については、実父母一〇名、実父五名、実母一三名、実父義母二名、義父実母五名、その他二名であった。実母に扶養能力がないなど、親に問題のある者が多く、親戚を帰住先とすることもあるが予後がよくない場合もあるとのことだった。その他の養育環境を含めた親の問題として、酒乱六名(一六・二%)、犯罪者一三名(三五・一%)、体罰等二三名(六二・二%)があり、家庭が安らぎを感じられる安心できる居場所ではない少年がいることを表していると考えられる。入園者の特徴としては、对人的不信感や愛情飢餓が強かったり、利他的行動を取ったり、自尊心や共感性、集団適応能力が低いことが挙げられる。

3 少年院における処遇内容に関する現状と課題

少年院における在院者の処遇に関しては、平成二六（二〇一四）年六月に制定され、平成二七（二〇一五）年六月に施行された少年院法に基づいて行われている。少年院は四種類あり、入院時の少年の年齢、犯罪的傾向の程度及び心身の状況等に応じて収容し、在院者の特性に応じて計画的・体系的・組織的な矯正教育を実施するため、それぞれ矯正教育課程が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。送致先の少年院の種類は、家庭裁判所が少年院送致決定の際に指定する。少年鑑別所の長による場合は、各少年院に指定された矯正教育課程を考慮し収容する少年院を指定する。各少年院に設けられている矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法を定める少年院矯正教育課程を編成し、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を踏まえ、在院者の矯正教育課程を指定し、個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施している。なお、家庭裁判所が、少年院送致決定に際し、第一種少年院を指定する場合において、矯正教育の期間として短期間が適当であると認め、その旨の勧告を行ったときには、少年院は短期義務教育課程又は短期社会適応課程を指定するものとしている。第一種少年院の矯正教育課程として短期を見れば短期義務教育課程（S E）と短期社会適応課程（S A）があり、S Aは在院者の類型は義務教育を修了した者のうち、その者の持つ問題性が単

純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもので、矯正教育は出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導を行うことを重点的な内容とし、標準的な期間は六月以内の期間とする。平成二八（二〇一六）年における第一種少年院S・A課程の収容人員は四六五人（一八・一％）であつた。⁽⁶⁾

少年矯正施設では、在院者の特性に応じて計画的・体系的・組織的な矯正教育を実施するため、矯正教育の重点的な内容と標準的な教育期間を定めた矯正教育課程がそれぞれ定められているので、それぞれ入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じた矯正教育活動が実施されている。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導で構成されており、それぞれに目的が設定されている。生活指導は善良な社会人として自立した生活を営むための知識・生活態度の習得、職業指導は勤労意欲の喚起と職業上有用な知識・技能の習得、教科指導は基礎学力の向上と義務教育及び高校卒業程度認定試験受験指導、体育指導では基礎体力の向上、特別活動指導は社会貢献活動や野外活動ならびに音楽の実施を目標としている。また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰宅先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れている。

平成二六（二〇一四）年度研究助成により訪問調査した喜連川少年院と榛名女子学園は長期処遇対象者を収容し、置賜学院は短期処遇施設である。それぞれの訪問時における処遇の現状と課題について整理する。

(1) 平成二六（二〇一四）年度研究助成訪問調査における喜連川少年院の処遇状況

各部屋四～五名程度の在院者に対し担当職員が指導しており、具体的に何が悪かったのかを本人に考えさせる指導を実施している。新入時教育（二級の下）、中期教育（二級の上、一級の下）、出院準備教育（一級の上）と、およそ一か月の段階的処遇を実施している。処遇に関する主な特色として、職業補導（指導）に溶接科、木工科、陶芸科、

農耕科等を設け、社会復帰に有意義な資格取得も視野に入れたフォークリフト実習等も実施している。また先述のとおり、県立宇都宮高等学校通信教育課程スクーリング教場であり、少年の一割程度が編入学している。

在院者の保護者に対して入院時の話し合いを十分に行うことでその後の方向付けを行い、運動会や文化祭、出院会等の施設内での催しに保護者の参加を積極的に働きかけているが、ほとんどの家族が参加しているとの話で、参加する保護者と在院者の関係は比較的良好とのことだった。一方で、経済的な不安を抱える家庭や犯罪性の強い家庭で育つ者もあり、虐待経験を有している少年も少なくなく、虐待を直接的に目の当たりにしたことがある少年は一割、間接的に目の当たりにしていた者は多数に及ぶとのことだった。同時に、保護者も様々な問題を抱えていることも多く、子どもへの接し方が分からないがゆえに、放任や過干渉、甘やかし、愛情のない厳しさ等を子どもに与えており、そうした保護者の影響を受けた少年は立ち直りが難しく、自分を守るために「大人を信用しない」・「人の言うことなんか聞かない」という態度を示す傾向にあるとの話であった。

家族関係を考察するにあたり、家族での食事や「食育」関連プログラムとして、管理栄養士による巡回指導が毎月実施されており、併設している約一、五〇〇平方メートルの農場で大根やサツマイモ、白菜、ネギ等を自給野菜として栽培しているとのことで、この農場で採れた野菜等を院内での食事として提供している。食事に関するアンケート・面接を実施している。食事についてのアンケート調査(平成二六(二〇一四)年一二月実施)では、「食事が楽しみ」と答えた者が全体の六割を占め、「普通」と合わせると全体の九割と、当院の食事に関する不満はほとんどないことがアンケートから明らかとなっている。また、院内での食事の量に関して、「多い」が七割、「少ない」が三割となっているが、施設としては刑務所よりも量を多くしているとの話であった。院内での食事の味付けに関して、「味は良い」

が七割、「濃い」が三割であった。なお、当院への入所前の食事の状況は、圧倒的に「インスタント食品・ファストフード」が圧倒的に多く、誰と食事を共にしているかという問いに対しては、「友人」が七四％と大多数を占め、「家族」と回答した者は少数（一三％）であった。その他、朝食について、「めったに食べない」が四割を超え（四五％）、入院前の「食」に関する意識は非常に低い状況であったことがアンケートから明らかとされている。

こうした入院者の「食」に関する状況を受け、外部講師を招き、六回の食育プログラムを行っている。プログラムでは、DVDやワークシートを用いて、食の成り立ちや、少年院での食事ができるまでの流れ、食の重要性や食と生活について、ほぼ全員が対象者となり参加している。以上のプログラムと並行し、入院準備期間に、当院に設置されている家族寮において保護者と食事をともにし、保護者との関係改善を図る処遇も実施している。少年の入院時の面接において、「退院後、最初に何を食べたいか？」との問いに対して、「母親の料理」、「家族と一緒に飯が食べたい」との回答が見受けられるとのことで、入院前には家庭における食卓の光景が存在していなかったと話していた在院者も在院中のこれらのプログラムにより「食の重要性」とともに「食を通しての親子関係の改善」に一定の効果を上げていることを示唆しているといえよう。

(2) 平成二六（二〇一四）年度研究助成訪問調査における置賜学院の処遇状況

置賜学院の矯正処遇では、個別面接や非行態様別プログラムを実施しており、アサーションコントロール（感情トレーニング）を取り入れている。とりわけ、保護環境調整面会を積極的に行っている。この保護環境調整面会として、社会復帰を目前に控えた出院準備期に、三者面談にあたる特別面会や、親子で全一日の面会を行う一日面会、家庭寮に宿泊する親子面会の宿泊面会が行われている。置賜学院在院者の保護環境は比較的良好であるが、親子の結びつきを

再確認するため、就労や就学といった社会復帰後の生活設計を計画してもらうためなど、家庭内問題の解決へ向けた取組みとして重要であると考え、平成二五（二〇一三）年の在院者二九名のうち、一日面会一件、特別面会二八件が行われた。少年の改善更生のためには、保護者との協力関係が重要であり、家庭内での葛藤への働きかけを積極的に行うことを目的としているとのことだった。少年院入院者たちが抱える家庭内の問題として、児童虐待など根深い問題を抱えている場合も考えられるが、置賜学院は短期処遇施設のため、特別に調査が行われていないとのことだった。長期処遇施設の場合には、家族環境が複雑なことが多いため、環境調整や問題解決のために調査が行われ、その記録についても取られているとのことだった。

また、親子で向き合う機会になるように様々な親子参加型の行事を開催している。例えば、ファミリーフラッグ作成、家族でチームになって競技するソフトバレーボール大会、収容少年がおにぎりを作って保護者と一緒に食べる会、親子の考えを文章にして発表する会、「おしよしな会」、親子ふれあい秋祭り、更生保護女性会の協力による盆踊り会などがあり、こうした行事にはだいたい半数の保護者が積極的に参加し、新入時に行う保護者会には七割が参加している。親子関係の再構築がこうしたイベントを通じてすすめられているといえる。

教科指導として、漢検を取り入れており、重複合格者を含むが、準一級一名、三級一〇名、四級一〇名、五級二二名、六級一三名、七級五名の合格者がいて、皆が積極的に取り組んでおり、満点合格者もいたとのことだった。体育として、バスケットボールやバレーボールなどのスポーツをしたり、冬にはスキーや中庭でクロスカントリーを実施し冷えた体を温めるためにお汁粉を食べたり、春先には近隣の公園や山への遠足やハイキングを実施している。夏には近隣の分校にあるプールを借りていたが今年度で閉校になってしまったため、来年度以降は検討中とのことだった。

クラブ活動として、全員で美術や書道、音楽として歌唱（合唱）をしている。また、特別活動指導の自主的活動の一つとして、自主性を養うための役割活動として、係活動を実施している。新入時教育期を終えると何らかの係りを務めることになっており、朝食前の廊下清掃係や金魚の餌やりなどがあり、当初は面倒がる者もいるがだいたい積極的に取り組んでいるとのことだった。進級式は毎週金曜日に実施しており、検定合格なども評価対象としている。そのほか、外部協力者のラーメン製麺協会の方を招いて、被收容少年たちが自分たちで作ったラーメン試食や、蕎麦打ち講習会を実施しており、少年たちにも人気のイベントになっている。

出院準備期には農地を利用した農作業を行っている。農業実習で作った収穫物の野菜を院内の食事提供しており、作業量が多く大変なことも多いが、少年たちは形として成果がみえることから、「たいへんだけやりがいがある」として否定的ではない。農作業は、社会に出て職業に直接つながらないことや人間の根本を変えられるほどではないとしても、実習を通して少年に変化が現れることもあるとのことだった。なお、冬季は農作業ができないため、パソコンを利用した事務作業や施設内の補修などのペンキ塗りなどを行っている。社会見学では、保護観察所やハローワークに行くなどして、出院後の就労先を決める少年もいて、雇い主となる就労先との面会も行っており、施設外の保護観察所での面会も行っている。職業指導の一環として、危険物取扱主任乙種四名、同丙種七名、合計一三名が資格を取得している。少年の帰住先はほぼ保護者の元に戻るため、帰住先のない少年はいない。出院後の就労先が決まっている少年一七名は土木建築業に就き、学校へ戻る少年もいる。

そして、少年院における食事については、単独寮では一人部屋のため各自居室で食べることになるが、集団寮の被收容少年たちは三食とも皆でそろって食べているとのことだった。少年院に入院する前には、「家族団らんがなかっ

た、「コンビニ弁当やおかしを一人で食べて済ませていた」、「家族揃って食事をする機会が少ない、あるいは、ほとんどない」と話す少年が多く、みんな一緒にそろって食事をするのは少年院に入院して初めての者もいるとのことだった。また、食堂のテーブルには、配膳の並べ方、食事の摂り方、箸の使い方、食のマナー、命の大切さなど、絵を取り入れたわかりやすいリーフレットがテーブルクロスの下に入られていて、役割活動の一つである配膳係として配膳している時や食事中などに読ませたり確認させたり、また内容について考えさせるようにしているとのことだった。入院する前は仕事もせず身体も動かさず食事も考えて摂ることがなかったが、院内での食事は三食規則正しくとるため、入院前より体重が増加する者がほとんどで、好き嫌いがなくなるほどではないが、強く拒否する者は少ない。ただし、アレルギーについては個別に対応しているが、施設運営上の負担は大きいと話されていた。

(3) 平成二六(二〇一四)年度研究助成訪問調査における榛名女子学園の処遇状況

榛名女子学園の処遇方針は、少年にその社会不適応の要因をよく自覚させ、自らそれを除去しようとする意欲を高めさせること、逸脱行動に求めているものを理解させ、適応的な行動による問題解決を学ばせること、非行原因となっている問題性等をよく認識し、それに適合したきめ細やかな処遇を行うことを基本方針としている。具体的には、処遇の個別化を図って個別担任制を採っており、生活指導としては治療的教育(特性群別指導)を行っている。被害者の講話を行うなど被害者の視点を取り入れた教育やロールレタリング等を行い、被害者であった自分というところから考え、徐々に加害者としての気持ちをはからせるように指導を行っている。また、寮での集団生活を送りながら役割活動を行っているが、基本的な生活習慣がない者が多く、例えば、食事のマナーを知らなかったり入浴しても洗髪を含めて自分で洗えなかったりする者がいるため、こうした指導を行っているとのことだった。

不遇な生育歴や家族との間に葛藤があり、家庭が心の拠り所となっていない者に対しては、心の拠り所となる温かい人間関係の確立を図らせることを教育目標とし、また、公的な場での生活経験の乏しさから自己表現が乏しく、適切に問題解決ができない者には、望ましい自己表現力を養い、問題解決の力を高めさせることを教育目標に、悪い自己イメージや狭い視野で自尊感情が乏しい者には、自己イメージを高め、健全な生活設計を固めさせることを教育目標としている。それらの教育目標を達成するため、個別面接やカウンセリング、内観、課題作文、集団討議、問題性別指導を行っている。薬物非行については、少年指導用プログラムや保護者向けプログラムがあり、自助団体の協力も得ているとのことだった。その他、園芸療法は癒しとしてゆつたりした育て方を行っている。また、コミュニケーションを取りながら共同作業を行うプロジェクトアドベンチャーではお互いのことを考えながら行動できるようにそれぞれの意見を交わしながら考えさせる活動を実施している。また、園内に犬を二匹飼っており、講師を招いて更生支援パートナードッグ講座を開き、犬の世話をしながら、心を癒し愛するということを学ばせている。職業補導では、介護サービス科、応接サービス科、OA科、手芸科、農園芸科、生活科等があり、介護サービス科では資格取得も行うと共にそれぞれ達成感を味わえるように指導を行っている。

被収容少年たちは話したいことがいっぱいあることをアピールするため困らせる者もおり、困らせるという方法しか伝え方がわからない者には、話せる状態を作ることが大事であり、他にどういう対応を取れば良かったのかを一緒に考えるようにしているとのことだった。発達障害を有する者で自分のルールをもつ者がおり、バランスが取れなくなるからと食事をしない場面もあったが、常勤医師がおり精神科医も二名在籍しているため、個別プログラムで対応しているとのことだった。

親からネグレクト等の虐待を受けた者は自分を大切にできない傾向にあり、親との関係を変えることはなかなか難しいが、身元引受を断る親もいるが、親元へ帰ることになれば、親への指導も行っている。女子少年院においては、親子関係あるいは周りの人間関係が総じて悪い状況にあり、愛情飢餓、自尊心の欠如から自分を傷付けながらSOSを出している者が多いことが分かった。それらの者の自己表現力を養い、適切な社会生活を送れるよう職員が個別に対応され、熱心かつ温かい環境で指導が行われていた。

目標及び今後の課題として、①処遇の個別化の一層の推進、②保護者に対する指導・助言の強化、③被害者に対する感情の教育・被害者通知制度の利用、④再非行防止のための就労支援の強化、⑤地域社会及び関係機関との連携の推進であるとのことだった。また、精神疾患等がある者は病院や福祉へ繋げ、出院後どのように生活していくかが重要であるとのことだった。

4 おわりに

少子高齢化社会において、少年矯正施設も少子高齢化、少年非行の傾向も変化しており、収容状況は少子化の影響とはいえないほど減少傾向を示している。しかし、矯正施設の収容者として矯正教育の対象となる事情や背景の複雑さは深刻さを増しており、矯正施設における矯正教育も法整備とともに発展しているが、矯正教育の現場の悩み解消には繋がっていない部分もあると思われる。

訪問調査先の置賜学院では、被収容少年たちは院内での生活を通じてさまざまな人と接する機会があるため、他人

の話を書く機会となつていようであるが、少年たちに共通するのは大人への不信感の強さで、大人に対する拒否反応がとりわけ強い。この背景には少年自身が全否定され続けてきているからだろうと説明していただいた。

平成三（一九九二）年に特修短期処遇区分が設定されたことにより、短期処遇施設は過剰收容が続いていた時期があったが、現在では全国的に短期処遇対象者が少ない。短期処遇施設における標準的な收容期間は六か月とされており、矯正施設において改善更生のための矯正教育を行うためには、短期六か月という期間でどのような効果を發揮できるのか、かつ、この期間のなかで少年たちの社会復帰に向けた評価をしなければならぬため、どのような内容で処遇を行えばいいのか、常に手探りの状態であるとのこと、たいへん難しいと話されていた。現在は、少年たちの良いところを見出して褒めながら、自分自身でこれからの行動について気付かせられるようにとの思いで対応しているとのことであった。また、短期間での処遇になるため、社会復帰までの期間が短いこと、ほとんどの少年たちの帰宅先は非行に陥った地域社会のため、これまでの交友関係を断ち切ることが困難であるため、再非行につながってしまうケースも多くみられるとのことであった。早期の社会復帰は、少年という特性を鑑みると、矯正教育において大きな目標であると同時に元のままの影響を受けやすいという諸刃の剣ともいえよう。しかし、院内では事件や反発するようなどきどき何もしないで送れているのは、出院に向けた目標達成というより、收容されているこの期間だけ我慢すればいい、あるいはすぐ帰られるから、という動機で過ごす者も少なくない。短期処遇施設における処遇として具体的に何をどのように行うのが重大かつ重要な課題である。この短期処遇でいかに処遇効果を上げられるか、どのような処遇が適切であるかなどの課題を解消していくためには、処遇内容の更なる研究が望まれるとともに、親子関係や家庭環境の担う役割が大きいことが明らかになったと考える。

また、訪問調査先の榛名女子学園では、摂食障害を有する在院者について見ると、万引き等の窃盗癖のある者もいるが、薬物関連の者が比率は高く、摂食障害と薬物の関係は似ているとのことだった。また、自尊心が低く、否定的な環境の中で育った者が多いようである。摂食障害を有する対象少年に対する矯正指導プログラムについては、まだ確立したものがなく、ケースバイケースで本人に合うプログラムを作成しており、全国の矯正施設職員が集まり研修しているが、将来的にプログラムを確立したいとのことだった。

平成二九（二〇一七）年版犯罪白書で、女子の少年院入院者の処遇に関して、平成二五（二〇一三）年度以降、処遇上特別の配慮を必要とする女子少年院在院者に対する処遇プログラムの試行と内容の検討が続けられており、平成二八（二〇一六）年度は、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する「基本プログラム」（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊心を高めるとともに、状況に適した対応が取れるようにすることを目的とした「アサーション・トレーニング」及びマインドフルネス瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す「マインドフルネス」と、特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する処遇ニーズの高い在院者を対象に実施する「特別プログラム」（自傷及び摂食障害に対するプログラム）が試行されていることが紹介されている。この特別プログラムは平成二六（二〇一四）年度研究助成により訪問した際に榛名女子学園において説明していただいたものと思われる。

非行行為から矯正教育の対象者となるまでの問題行動はまさに個別に抱える原因があり、各矯正施設の現場において直面する問題行動に対して対峙する職員の方々の熱意に大きく依存して対応しているところが多すぎるのではないだろうか。

少年矯正施設における処遇について、矯正教育の現実としてどのような処遇内容が適切であるか、さらに、短期間

での処遇により矯正教育の処遇効果を上げるために何が必要なのか、対象者に働きかけて教育効果を発揮する対応について今後さらなる研究を進めていかなければならない重要な問題と考える。

- (1) 総務省統計局参照 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>)
 - (2) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口平成二九年推計（人口問題研究資料第三三六号平成二九年七月三日）』参照 (http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_ReportALL.pdf)
 - (3) 国立社会保障・人口問題研究所参照 (<http://www.ipss.go.jp/>)
平成三〇年版高齢社会白書参照 (http://www.8cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/zenbun/30pdf_index.html)
こども・若者白書 平成三〇年版参照 (http://www.8cao.go.jp/youth/whitepaper/h30gaiyou/pdf_index.html)
 - (4) 内閣府『選択する未来——人口推計から見えてくる未来像——「選択する未来」委員会報告 解説・資料集』（平成二七年一〇月二八日発行）参照 (http://www.5cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentakus2_3.html)
 - (5) 本稿における共同研究は、平成二六年度に富山県から研究助成を受け、共同研究代表として、研究会を開催し、少年矯正施設や更生保護施設等の現状と課題を研究調査の目的で訪問させていただいた。この共同研究の研究報告は、三井英紀、小宮聖子、関根徹を共同執筆者とし、西尾編者による「少年矯正のあり方に関する基礎研究—少年の矯正教育・処遇における課題と可能性について—」『高岡法學』三四号一七五—二二一頁を参照されたい。
- (5) 平成一〇年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/39/image/image/h003050e.jpg>)
 - 平成一七年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/51/image/image/h004004004005e.jpg>)
 - 平成二九年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-01.jpg>)
 - <http://hakusyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-02.jpg>
 - <http://hakusyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-03.jpg>
 - <http://hakusyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h4-7-2-07.jpg>
 - <http://hakusyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-04.jpg>

少年院における現状と矯正処遇に対する一考察（西尾）

<http://hakuoyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-05.jpg>,

<http://hakuoyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-07.jpg>,

<http://hakuoyol.moj.go.jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-08.jpg> 参照

(6) 前掲注(5)、平成二九年版犯罪白書参照

伊藤康一郎先生には、直接ご指導を賜る機会には恵まれませんでしたが、学会などの休憩時間に難しくわからないテーマなどについてユーモアたっぷりに分かりやすくお話しいただいたこと、中央大学に御着任されてから伊藤康一郎先生が応援されているプロ野球チームファンが集まるお店で野球を詳しくない私にとっても楽しく解説してくださったことなどが思い出されます。

いつも優しく笑顔だった伊藤康一郎先生に追悼の念を込めて謹んで本論文を捧げます。

(高岡法科大学法学部准教授)